（本邦内に住所又は居所を有しない外国人の住所又は居所に代わる本人特定事項）

第八条の二の二　法第十八条第一項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引又は行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（以下「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められる者が顧客である場合における、特定為替取引、両替（法第二十二条の三に規定する両替をいう。第十二条の七において同じ。）又は令第十一条の五第一項第八号に掲げる行為　国籍及び旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。）の番号

二　［略］

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　［略］

二　次のイからヲまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからヲまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（へに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

［号の細分を削る。］

イ　第八条第一項第一号ハに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報又はその写し

ロ　第八条第一項第一号ニに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所及び生年月日の情報又はその写し

ハ　第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該資料若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若しくはその写し

ニ　第八条第一項第一号ヘ若しくはカに掲げる方法又は同条第七項の規定により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ホ　第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ヘ　第八条第一項第一号リからルまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

ト　第八条第一項第一号ワに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

チ～ヲ　［略］

2　［略］

（本邦内に住所又は居所を有しない外国人の住所又は居所に代わる本人特定事項）

第八条の二の二　法第十八条第一項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引又は行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（以下「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められる者が顧客である場合における、特定為替取引、両替（法第二十二条の三に規定する両替をいう。第十二条の七において同じ。）又は令第十一条の五第一項第八号に掲げる行為　国籍及び旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。）の番号

二　［同上］

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　［同上］

二　次のイからワまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

イ　第八条第一項第一号ニに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類（第八条第二項に規定する補完書類をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその写し

ロ　第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報又はその写し

ハ　第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所及び生年月日の情報又はその写し

ニ　第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該資料若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若しくはその写し

ホ　第八条第一項第一号チ若しくはヨに掲げる方法又は同条第七項の規定により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ヘ　第八条第一項第一号リに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ト　第八条第一項第一号ルからワまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

チ　第八条第一項第一号カに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

リ～ワ　［同上］

［号の細分を一つずつ繰り上げる。］

2　［同上］